

就職に向けた活動計画				
来所日	公共職業安定所又は地方運輸局による計画			あなたの求職活動記録
【第 回】	令和 年 月 日	① 公共職業安定所又は地方運輸局での 職業相談 ② セミナーの受講 { }	あなたの求職活動記録	
令和 年 月 日	～			
公共職業安定所又は地方運輸局確認印	令和 年 月 日	③ 応募求人の選定(求人情報の検索) ④ 求人への応募 ⑤ 就職面接会への参加 ⑥ 連続受講する訓練の選定 ⑦ その他 { }	公共職業安定所又は地方運輸局確認欄	
第 回計画作成者				
作成日	令和 年 月 日	公共職業安定所又は地方運輸局追記欄		
			A	B
			拒否	
			欠席	
【第 回】	令和 年 月 日	① 公共職業安定所又は地方運輸局での 職業相談 ② セミナーの受講 { }	あなたの求職活動記録	
令和 年 月 日	～			
公共職業安定所又は地方運輸局確認印	令和 年 月 日	③ 応募求人の選定(求人情報の検索) ④ 求人への応募 ⑤ 就職面接会への参加 ⑥ 連続受講する訓練の選定 ⑦ その他 { }	公共職業安定所又は地方運輸局確認欄	
第 回計画作成者				
作成日	令和 年 月 日	公共職業安定所又は地方運輸局追記欄		
			A	B
			拒否	
			欠席	
【第 回】	令和 年 月 日	① 公共職業安定所又は地方運輸局での 職業相談 ② セミナーの受講 { }	あなたの求職活動記録	
令和 年 月 日	～			
公共職業安定所又は地方運輸局確認印	令和 年 月 日	③ 応募求人の選定(求人情報の検索) ④ 求人への応募 ⑤ 就職面接会への参加 ⑥ 連続受講する訓練の選定 ⑦ その他 { }	公共職業安定所又は地方運輸局確認欄	
第 回計画作成者				
作成日	令和 年 月 日	公共職業安定所又は地方運輸局追記欄		
			A	B
			拒否	
			欠席	

注 意

- この計画書は、原則として住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に、必ず本人が提出してください。
- この計画書は、就職支援期間(訓練終了後3ヶ月間)が終了するまで大切に保管してください。
- この計画書を滅失したり、損傷したりしたときは、速やかに原則として住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局の長に申し出て再交付を受けてください。
- 「あなたの求職活動記録」欄には、求職活動を行う都度、求職活動日、内容やその結果を記入してください(訓練実施機関が行う就職指導を受けた場合についても記入してください。)。なお、公共職業安定所又は地方運輸局において、職業相談、セミナーの受講、求人情報の検索をしたときや就職面接会に参加したときには、必ずこの計画書を公共職業安定所又は地方運輸局に持参し、確認を受けてください。
- 就職した場合や退校した場合には、原則として住所又は居所を管轄する公共職業安定所又は地方運輸局に必ず報告してください。